

ID: 210

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課

処分の概要	入所の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市特別養護老人ホーム条例 第10条(第15条第2項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成18年条例第127号		
【根拠条文】 (入所の申込み等) 第10条 第4条第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる者がホームに入所しようとするときは、あらかじめ指定管理者に申込みをしなければならない。 2 第4条第1号及び第4号に掲げる者のホームへの入所は、当該措置を決定した市町村の委託に基づき市長が行うものとする。 3 第4条第7号に掲げる者のホームへの入所の手続は、事業条例第4条によるものとする。 4 第1項の規定に基づき入所の申込みをした者がホームを利用するときは、指定管理者と契約を締結しなければならない。 【基準】 根拠条文、第11条及び名寄市特別養護老人ホーム条例施行規則第3条の規定による。 (利用の制限) 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホームを利用させないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) ホームを損壊するおそれがあると認められるとき。 (3) その他ホームの管理運営上、支障があると認められるとき。 (入所の制限) 第3条 指定管理者は、入所しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入所を許可しないことができる。 (1) 現に疾病にかかり、共同生活が困難と認められる者 (2) 精神に障害があると認められる者 (3) 定員に余裕がないとき。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日